

主要国・地域の越境EC

カナダの越境EC

2017年12月20日

EC市場規模

カナダでは、2019年までにオンラインでの購入が390億カナダドル(約3兆4,320億円)と、同国全体に占める小売りの9.5%を占めると予想されている。2013年にカナダ企業は、前年の1,220億カナダドル(約10兆7,360億円)を上回る1,360億カナダドル(約11兆9,680億円)分の物品およびサービスの販売をオンラインで行った(カナダ統計局レポート[FORESTER RESEARCH])。

EC売れ筋商品

販売商品、サービスは多岐にわたる。オンラインで購入されている製品とサービスは、(1)衣類(42%)、(2)航空券、旅行パッケージ商品(40%)、(3)書籍(34%)、(4)映画などのチケット(33%)、(5)電気機器(32%)、(6)家庭用品(29%)、(7)政府サービス(26%)、(8)ゲームアプリ(24%)、(9)音楽(23%)など。

消費者の特徴

オンライン販売は拡大しているものの、消費者の多くはオンラインで価格の比較などを行い、実際の購入は実店舗であることを好む傾向がある。

カナダの消費者は同国のウェブサイトから購入することを好む傾向がある。理由は為替や輸送コストの削減といった実務的な観点などによるもの。

カナダにおける越境ECの市場動向と制度

カナダにおける越境EC市場動向

日本からの出品を可能にしている主なECサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ アマゾン.ca: ・ イーベイ (eBay.ca)
主要ECサイトにおける販売上位品目 (=売れ筋)	<p>(電子機器)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子書籍端末 (Kindle Paperwhite) 2. 写真用メモリーカード (SanDisk Ultra 32GB microSDHC UHS-I Card with Adapter) 3. テレビゲーム (2017 Newest Model GooBang Doo MXQ Pro Android 6.0 TV Box)

	<p>(食品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コラーゲンプロテイン飲料 (Great Lakes Gelatin Collagen Hydrolysate) 2. チョコレート菓子 (Glico Pocky Small Chocolate) 3. ココナツオイル健康食品 (Viva Naturals Organic Extra Virgin Coconut Oil) <p>(家庭・台所用品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 扇風機 (Honeywell TurboForce Fan) 2. 調理用品 (野菜スライサー : World Cuisine Tri-Blade Spiral Vegetable Slicer) 3. タワー型冷暖房機 (QuietSet Tower Fan 8 Speed) <p>(玩具、ゲーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ハンドスピナー (指で遊ぶコマ DaLanZom Fidget Spinner) 2. 子供用バッティング練習玩具 (Little Tikes Tot Sports T-Ball Set) 3. ラフティング用ゴムボート (Intex River Run II Sport Lounge, Inflatable Water Float) <p>(注) カテゴリー別のみ存在。以下いくつか例示。 (出所) Amazon.ca(2017年7月8日調べ) なお、イーベイでは同様のものが確認できなかった。</p>
越境EC利用の際の主な決済システムの利用割合	<ul style="list-style-type: none"> • クレジットカード (93%) • Interac (デビットシステム) (7%) <p>(出所) 2016 Canada Ecommerce Market (PFS May2716)</p>

カナダにおけるEC (越境EC含む) に関する制度

国内規制	(1)データ制約に関する規制の有無	<ul style="list-style-type: none"> • Uniform Electronic Commerce Act : (電子文書、オンライン契約、電子署名など。米国のLaw on Electronic Commerceをモデル) • Consumer Protection Laws : 連邦法と州法が連携して規制。一部、特にオンライン取引に関して消費者を保護する法律を施行している州もある。 • The Competition Act : インターネット取引も通常取引と同様に規制が適用されることに言及。 • Payment Transactions : The Financial Consumer Agency of Canada (FCAC) は金融機関に対して消費者保護を順守するように連邦レベルで規制。カナダのクレジットおよびデビットカード産業に対して行動規範を設置。 • The Personal Information Protection and Electronic Documents Act (PIPEDA) : 個人情報について収集方法、使用方法、公開方法などについて規定。 • Canadian Anti-Spam Legislation (CASL) および通商弘報記事参照。
------	-------------------	---

	(2)規制取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの医薬品販売は規制されている。 ・オンラインに限らずカナダ向けに輸出が規制されている製品がある。 ・アマゾン.caや運送会社のサイトにカナダに輸送可能なもの、規制されているものなどが説明されている。
	(3)その他のEC販売に関連する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ国境サービス庁（税関）で通関手続きを行う輸送会社に、必要に応じて関税もしくは売上税を支払う必要がある。 ・ケベック州は仏語表記に関する法律がある。例えば、(英語など)他言語より(少なくとも2倍以上)目立つように、仏語での表記が必要。また、他のビジネス活動と同様にオンライン販売についても適用される。
小口配送に関する税制や輸入手続き関連制度(上のメリット)の有無と販売への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・20カナダドル(約1,800円)以下の物品に対して輸入関税もしくは売上税は支払う必要がない。

【注】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ジェットロ海外調査部

日本貿易振興機構（ジェットロ）発行
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル6階
Tel: 03-3582-5511

お問合せは
海外調査部 海外調査計画課 出版班まで
Tel: 03-3582-3518
E-mail: SENSOR@jetro. go. jp